

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・秋田弁護士会主催

# 全国一斉生活保護ホットライン — 弁護士による無料電話相談 —

生活に困っている方々の相談をお受けし、  
生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、  
全国一斉電話相談を実施します。

- 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえします。
  - ・申請書がもらえない。
  - ・次の理由により申請が受け付けられない。  
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、持ち家がある、自動車がある、自営業をしている、65歳までは働ける、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
  - ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。  
「保護費を返してください」  
「辞退届を書いてください」
  - ・保護費を“天引き”されている。
  - ・保護費が下がって、生活していけない。
- 相談料・電話代はかかりません。下記の電話番号は、12月9日のみ有効です。  
下記の時間内は、秋田県在住の方は秋田弁護士会の特設電話につながります。午後3時過ぎから午後10時までは、相談を実施している県外の弁護士会へつながります。



ひんこんは なくす  
**0120-158-794**

**12月9日(木) 10:00～15:00**

**お問い合わせ先 018-862-3770 (秋田弁護士会)**

※秋田弁護士会以外の実施案内は、日本弁護士連合会のホームページでご確認ください。  
回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。